

【初期臨床研修医・専攻医の皆様へ】

令和8年度 姫路市 臨床研修医奨励金 募集要項



姫路市 地域医療課

本募集要項内の★は
令和8年度からの新項目です。

姫路市臨床研修医奨励金制度の概要

この制度は、将来、市内の医療機関において医師として勤務しようとする臨床研修医に対し、奨励金を貸与することにより姫路市における地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保に資することを目的としています。

前期研修医（初期臨床研修医）と後期研修医（専攻医）が対象です。

貸与を受けた後、**一定の条件を満たせば、奨励金の返還が免除**されます。

1 応募資格

下記の条件を両方とも満たす場合応募可能です。

(1) **奨励金の貸与を受けた後、市内の医療機関で一定期間、医師若しくは後期研修医として勤務する意思のある前期研修医及び後期研修医**となります。また、**それぞれ、最大2年間の貸与**を受けることが可能です。

なお、「将来、家島町内の医療機関において医師として勤務を希望する後期研修医」（以下、「家島町内での勤務を希望する後期研修医」という。）に対しては、上記期間に加えて、別途、最大2年間の追加貸与が可能となります。

<研修医の定義>

前期研修医	市内の臨床研修病院において、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている臨床研修医
後期研修医	市内の医療機関において、前期研修を修了した医師の専門性を高める研修を受けている臨床研修医

★(2) **住民票の住所が姫路市を含む播磨圏域連携中枢都市圏内の市町**であること。播磨圏域連携中枢都市圏とは、**姫路市・相生市・加古川市・赤穂市・高砂市・加西市・宍粟市・たつの市・稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町**の8市8町です。

なお、**令和7年度以前に本制度の申請を行ったことのある方は経過措置として、令和8年度・令和9年度の募集は播磨圏域連携中枢都市圏外の住所であっても応募が可能**です。

※連帯保証人に住所要件はありません。

2 募集定員及び奨励金の額

区分	募集定員（目安）	奨励金の月額
前期研修医	35名	10万円以内
後期研修医	25名	15万円以内
家島町内での勤務を希望する後期研修医	1名	15万円以内

※予算内での執行になります。

3 申請書の提出先・問合せ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所 地域医療課

電話：079-221-2399

FAX：079-221-2489

E-mail：iryorenkei@city.himeji.lg.jp

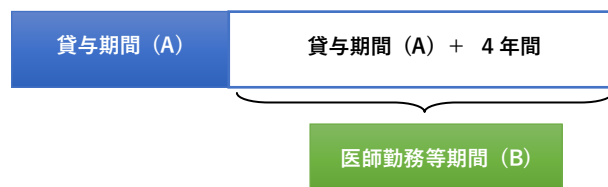
4 奨励金の返還債務の免除

貸与期間又は研修期間終了後、市内の医療機関において、後期研修医又は医師として診療に従事した場合に、下記の条件を両方とも満たせば、奨励金の返還債務が全額免除されます。

《条件 1》

奨励金の返還債務の免除を受けるためには、【図①】のように奨励金の貸与を受けた期間(A)に 4 年を加えた期間内に、後期研修医又は医師として市内の医療機関で勤務した期間(B)が必要となります。

【図①】

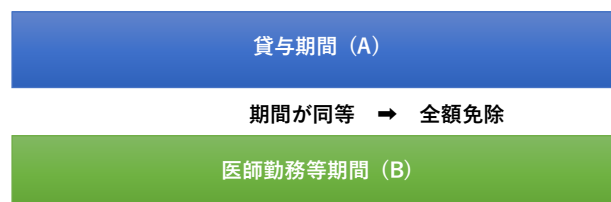


※「家島町内での勤務を希望する後期研修医」として、追加貸与を受けた場合は、家島町内の医療機関で勤務した期間が別途必要となります。

《条件 2》

【図②】のように奨励金の貸与を受けた期間(A)と後期研修医又は医師として市内の医療機関で勤務した期間(B)が同等となった場合には、奨励金の返還債務が全額免除されます。

【図②】



※「家島町内での勤務を希望する後期研修医」として、追加貸与を受けた場合は、追加貸与を受けた期間と同等期間、家島町内の医療機関で勤務した場合に、追加貸与を受けた奨励金の返還債務が全額免除されます。

※図中の「医師勤務等期間(B)」には、前期研修期間及び貸与期間は含みません。

★ 5 奨励金貸与の申請手続

姫路市臨床研修医奨励金貸与申請は QR コードまたは下記 URL から姫路市オンライン手続きポータルサイトにて電子申請してください。申請は電子署名を必要とするため、マイナンバーカードをご準備ください。また電子申請時に次の書類を添えて、提出してください。

- 貸与希望者が前期研修又は後期研修を受ける医療機関の長が作成した推薦書
- 貸与希望者の医師免許証の写し
- 貸与希望者の住民票（3か月以内に発行されたもの、原本）
- 貸与希望者本人及び連帯保証人となる者（2人）の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの、原本）計 3 人分
- 貸与希望者の健康診断書（6か月以内に受診したもの）
- 暴力団排除に関する誓約書

○電子申請用 URL（HP からでも下記リンク先へアクセスできます。）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/cd26f313-ba8a-487f-a322-5eadf0eb78a4/start>



6 連帯保証人

奨励金の返還債務を貸与希望者と連帯して負担することが可能な、それぞれ独立の生計を営む成年者の連帯保証人 2 人が必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、連帯保証人になることはできません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
- (2) 奨励金の貸与を受けている者又は貸与を受けようとする者
- (3) 他の貸与希望者の連帯保証人となる者又は連帯保証人になろうとする者

※：「15 姫路市臨床研修医制度に関する Q & A」も参照。

7 申請書受付期間

2026 年 5 月 1 日（金）から 2026 年 6 月 1 日（月）まで（必着）

8 貸与の決定等

申請内容を審査したうえ被貸与者を決定し、本人に通知します。なお、被貸与者とならなかった場合も、その旨を通知します。被貸与者となった場合は、貸与決定後速やかに姫路市と奨励金の貸与契約を締結していただきます。

- (1) 利息

無利息での貸与とします。ただし、奨励金の返還が必要となった場合に、返還が滞ると法定利率により計算した額の遅延利息がかかります。

- (2) 貸与期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

- (3) 貸与方法

下記の通り、年 3 回に分けて貸与（口座振込）します。

7 月（4 月から 7 月分）、8 月（8 月から 11 月分）、12 月（12 月から 3 月分）

9 奨励金の貸与決定の取消し

奨励金の貸与を受けた方が次のいずれかに該当することになったときは、奨励金の貸与決定を取り消します。

- (1) 疾病その他の理由により、前期研修又は後期研修を継続する見込みがなくなった場合
- (2) 死亡又は所在不明となった場合
- (3) 奨励金の貸与を受けることを辞退した場合
- (4) 上記の場合のほか、奨励金貸与の目的を達成する見込みがなくなった場合

10 奨励金の貸与の休止

奨励金の貸与を受けている方が次のいずれかに該当することになったときは、奨励金の貸与を休止します。なお、休止期間が 1 年を超えたときは、貸与決定を取り消します。

- (1) 前期研修又は後期研修を休止した場合
- (2) 貸与対象者として適格でないと認められる場合

11 奨励金の返還

奨励金の貸与を受けた方が次のいずれかに該当することになったときは、原則として貸与を受けた全額を事由発生日の属する月の翌々月の末日までに一括返還しなければなりません。

- (1) 貸与期間が満了した場合
- (2) 奨励金の貸与決定を取り消された場合

12 奨励金の返還の猶予

奨励金の貸与を受けた方が次のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間は返還を猶予します。

- (1) 貸与期間又は研修期間終了後、市内の医療機関において、後期研修医又は医師として診療に従事する意思があり、返還を免除する過程にある場合
- (2) 心身の故障、災害その他やむを得ない理由のある場合

13 異動の届出

奨励金の貸与を受けている方が次のいずれかに該当することになったときは、**異動届出書の提出が必要**です。

- (1) 氏名又は住所など申請書に記載した事項に変更があった場合
- (2) 前期研修又は後期研修を休止、中止若しくは修了した場合
- (3) 市内の医療機関において後期研修医又は医師として、診療に従事することを開始した場合、又は退職した場合
- (4) 後期研修医又は医師として診療に従事する市内の医療機関において診療科を変更した場合
- (5) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があった場合、又は連帯保証人が死亡した場合、若しくは連帯保証人として適当でない事由が生じた場合
- (6) 奨励金の返還の猶予期間中に、前期研修医、後期研修医又は医師として勤務する医療機関を変更することとなった場合 など

なお、異動届は姫路市臨床研修医奨励金のホームページ（裏面参照）より電子申請できます。

14 姫路市臨床研修医奨励金の税法上の取扱いについて

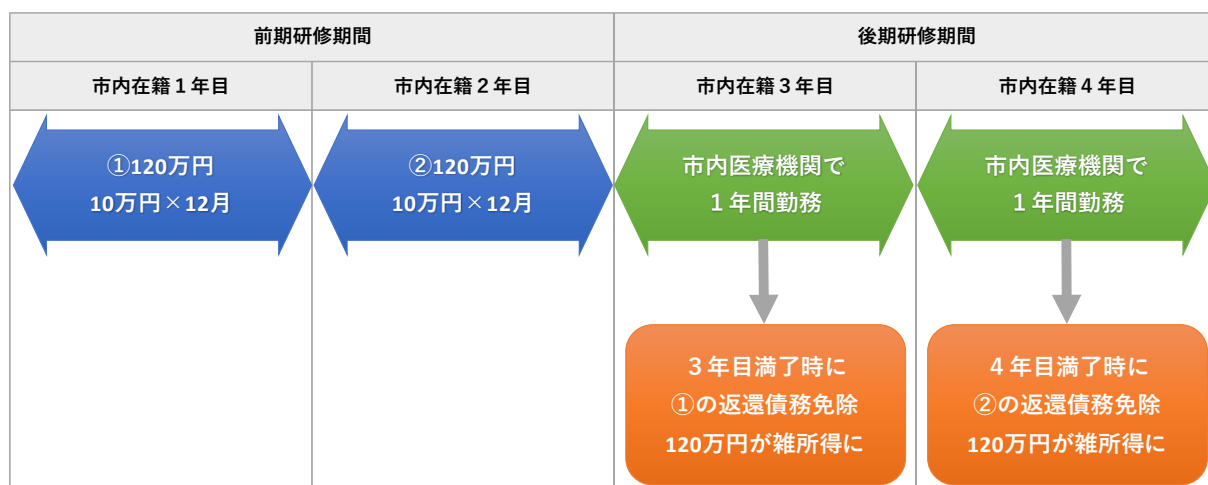
「姫路市臨床研修医奨励金」は、臨床研修医の皆さんに対する貸付金です。

本来、貸付金は返還が必要であるため、個人の所得に対して課税される所得税や個人住民税の対象とはなりません。

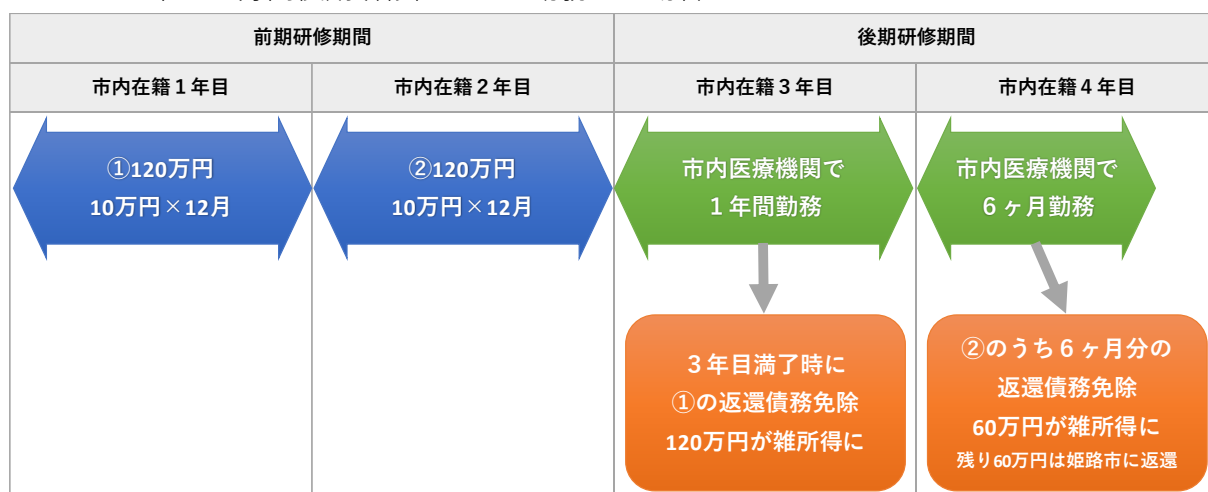
しかし、この制度により**奨励金の返還債務の免除を受けた場合には、返還債務の免除を受けた金額が所得（雑所得）とみなされ、所得税及び個人住民税の課税対象となり、確定申告が必要**になります。また原則として、「**免除が決定した年**」の所得（雑所得）となります。

返還債務免除額の所得認定のイメージ

【例1】 前期研修の2年間奨励金の貸与を受け、その後市内において2年間後期研修医として勤務した場合



【例2】 前期研修の2年間奨励金の貸与を受け、その後市内において1年6か月間後期研修医として勤務した場合



※ 上記のイメージは、「姫路市臨床研修医奨励金」の所得認定のみに関するイメージであり、実際に課税される際には給与所得等も含めて、税額が計算されます。また、税額については、各自の控除額等によっても変動しますので、詳しくはお住まいの地域を管轄する税務署にお尋ねください。

15 姫路市臨床研修医制度に関するQ & A

姫路市出身者以外でも申請できますか。

市内での臨床研修修了後に、市内の医療機関で後期研修を受ける意思のある方、又は医師として勤務する意思のある方であれば、姫路市出身者以外の方も申請していただけます。

★ ただし播磨圏域連携中枢都市圏内に住所を有する必要があります。(1 応募資格(2)参照)

申請者本人や家族の収入等により、申請できない場合がありますか。

申請にあたって、申請者本人や家族の収入による制限は設けていません。

貸与の申請をすれば、必ず貸与を受けることができるのですか。

募集定員を上回る応募があった場合には、選考によって被貸与者を決定しますので、貸与を受けられない場合があります。

1年目の臨床研修医でなければ申請できないのですか。

前期研修、後期研修の区別なく市内の病院に在籍されている臨床研修医の方であれば、どなたでも申請いただくことができます。

また、臨床研修病院における身分は、常勤、非常勤のいずれかは問いませんが、市内の臨床研修病院が主たる研修先でなければなりません。

他の自治体の奨学金等との併願をすることができますか。

本制度と同様に、貸与後に一定期間勤務することを条件としている奨学金等の貸与を受けている場合は、申請できません。

★ 播磨圏域連携中枢都市圏外の住所で貸与申請する場合、必要な提出書類はありますか。

播磨圏域連携中枢都市圏外の住所であっても、追加書類をご提出いただく必要はありません。

★ 現在は播磨圏域連携中枢都市圏外に住んでいるが、貸与申請の募集締め切り後すぐに圏域内に引っ越す予定のある場合、貸与申請することはできますか。

貸与申請時に住民票の住所が圏域内である必要がありますので、申請することはできません。

奨励金はどのように貸与されるのですか。

原則として、7月、8月、12月の年3回に分けて、4か月分ずつ（7月は4月～7月分、8月は8月～11月分、12月は12月～3月分）指定された口座に振り込みます。なお、振込先口座は、被貸与者本人名義の普通口座に限ります。

★ 人事異動等で貸与期間中に住所が播磨圏域連携中枢都市圏外になってしまった場合、貸与を中止し返還する必要がありますか。

貸与申請時は住民票の住所が圏域内である必要がありますが、貸与期間中は住所の制約はありませんので引き続き貸与を受けていただけます。

なお口座振り込み時に、事務手続き上追加書類の提出をお願いする場合がございます。

奨励金の貸与希望期間は、任意の期間を選択できるのですか。

奨励金の貸与期間は、原則 1 年単位としています。ただし、応募者が募集定員に満たない場合に、二次募集を行う際には、貸与期間を短縮して募集することがあります。

なお、貸与を受けている途中で、貸与を辞退することは可能ですが、この場合には、その時点で貸与済みの奨励金全額を一括で返還していただくことになります。

前期研修の 1 年目で奨励金の被貸与者となった場合には、翌年度以降も自動的に奨励金の貸与が受けられるのですか。

奨励金の貸与は、原則として 1 年度単位で行います。募集定員も毎年度変更になる場合がありますので、複数年度にわたって奨励金の貸与を受ける場合には、毎年度申請をしていただき、その都度奨励金の被貸与者を決定します。

また、臨床研修医の皆さんの意思確認をするためにも、毎年度申請していただく必要があると考えています。

連帯保証人については、何か要件がありますか。

独立した生計を営む成人で、被貸与者と連帯して債務を負担できる方でなければなりません。

申請者と連帯保証人が同居の場合は、原則として同一生計を営まれているものと取り扱います。したがって、申請者と同居している配偶者を連帯保証人にすることはできません。

また、成年被後見人、被保佐人若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これらに相当する者に該当する方は連帯保証人にはなれません。

連帯保証人を父と母の 2 人にすることはできませんか。

父、母、祖父、祖母が同一生計の場合は、いずれか 1 人しか連帯保証人にできません。したがって、父と母の 2 人を連帯保証人にすることはできません。また、申請者が父母と同居している場合に、いずれか 1 人を連帯保証人にしたい場合は、姫路市臨床研修医奨励金のホームページ（裏面参照）を参考に申立書を記載することで認められる場合があります。詳しくはお尋ねください。

ただし、離婚等で父母が別居しており、生計も完全に別である場合は、父母の両名を連帯保証人として認めることもあります。

連帯保証人について、他に注意する点がありますか。

姫路市臨床研修医奨励金の貸与希望者の連帯保証人は、重複して他の貸与希望者の連帯保証人となることはできません。また、被貸与者又は貸与希望者が他の貸与希望者の連帯保証人となることもできません。

なお、連帯保証人が死亡したときや、破産手続開始の決定を受けたときなど、連帯保証人として適当でない事由が生じた場合には、新たな連帯保証人を立てていただく必要があります。

臨床研修修了後、勤務する医療機関は指定されるのですか。

市内の医療機関（医療法上の病院又は診療所）であること以外には、返還債務の免除を受けるために、後期研修医又は医師として勤務していただく医療機関について制約はありません。

専攻する診療科目、分野等の制限はあるのですか。

専攻する診療科目、分野等の制限はありませんが、応募者が募集定員を上回った場合など、被貸与者を決定する際には、専攻診療科目等を考慮する場合があります。

返還猶予申請する場合、申請書にどのような書類を添付すればよいのですか。

医療機関に従事していることが確認できる書類として、人事異動通知書の写しや在籍証明書等の添付が必要です。

返還債務の免除条件にある後期研修医又は医師として勤務する期間は、連続した期間でなければならぬのですか。

返還免除を受けるために市内の医療機関において、後期研修医又は医師として勤務していただく期間は、貸与期間に4年を加えた期間内ですが、連続した期間でなければならぬ制約はありません。

なお、平成29年2月10日時点で返還を猶予されている方も同様の取り扱いです。

※「姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例の一部を改正する条例」の施行により、制度をより利用しやすくしました。

★ 市内で後期研修医又は医師として勤務していても、播磨圏域連携中枢都市圏内の住所でなければ返還免除申請はできませんか。

返還免除申請に住所要件はありませんので、住所がどちらでも市内の医療機関で勤務していただくことで返還免除申請をすることができます。

臨床研修後、市内で医師として勤務している途中で、市外の病院へ転勤した場合、奨励金は全額返還しなければなりませんか。

奨励金の返還債務の全額免除を受ける前に、市外の病院等へ異動された場合には、奨励金を返還していただくこととなりますが、市内で医師として勤務した期間に応じて、返還すべき奨励金の額を減免します。

【例】市内で1年間医師として勤務した場合は、1年分の貸与金額を減免します。

貸与された奨励金を返還しなければならなくなった場合は、どのように返還することになるのですか。

奨励金を返還しなければならない事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに、奨励金を一括で返還していただくこととなります。なお、事情によっては、分割での返還（月賦または半年賦）を認める場合がありますが、その場合でも、奨励金の貸与を受けた期間が分割返還の上限期間となります。

臨床研修後、市内で医師として勤務する場合、市内であれば勤務先医療機関を変更することは可能ですか。

返還債務の免除を受けるためには、市内の医療機関において、後期研修医又は医師として勤務することが条件ですので、市内の医療機関であれば、勤務先を変更しても、返還債務の免除に必要な期間には通算して算入します。

臨床研修途中で、体調不良等により研修を休止した場合はどのようになりますか。

臨床研修を休止・中断している間は、奨励金の貸与も休止します。臨床研修を再開したときは、原則として再開した翌月から奨励金の貸与を再開します。

なお、休止期間が1年を超えたときは、奨励金の貸与を取り消します。

産休や育休の取り扱いはどのようになりますか。

奨励金の貸与期間中に取得する産前産後休暇については、臨床研修を継続しているものとして取り扱いますが、育児休業期間については、休止期間として取り扱います。

また、臨床研修修了後、奨励金の返還債務の免除を受けるために、市内の医療機関で勤務している期間において取得する産前産後休暇については、返還債務の免除に必要な勤務期間に算入しますが、育児休業期間については、算入しません。ただし、育児休業期間については、奨励金返還の猶予を受けることができます。

所定の研修期間中に、前期研修を終えられなかった場合はどのようになりますか。

所定の研修期間中に前期研修を終えられない場合、延長して前期研修を受けている期間は、奨励金の返還猶予期間として取り扱い、返還債務の免除に必要な勤務期間として算入しません。返還債務の免除に必要な勤務期間は、前期研修修了後に市内の医療機関で後期研修を受ける、又は医師として勤務する期間のみを算入します。

前期研修1年目で、医師免許証がまだ手元に届いていない場合は、医師免許証の写しは添付しなくてもよいのですか。

医師免許証が手元に届いていない場合は、医籍登録済証明書の写しを添付してください。その後、医師免許証が届き次第、医師免許証の写しを提出してください。

返還猶予期間中に市外の病院へ転勤した場合、どのような手続きが必要となるのですか。

市外の病院へ転勤する場合、速やかに異動届出書を提出してください。なお、貸与期間に4年を加えた期間内に、市内の医療機関で診療に従事する意思がある場合は、引き続き返還猶予の対象となりますが、意思がない場合は、医師勤務等期間に応じて返還免除及び返還の対象となります。

また、返還猶予を希望する場合は、毎年、返還猶予申請していただく必要があります。

【申請書提出先・問合せ先】

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市健康福祉局 地域医療課

(TEL) 079-221-2399

(FAX) 079-221-2489

(E-mail) iryo-renkei@city.himeji.lg.jp

(姫路市臨床研修医奨励金のホームページ)

<https://www.city.himeji.lg.jp/anzen/0000004902.html>



姫路市イメージキャラクター

「しろまるひめ」